

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：総務局

| | |
|------------|---|
| 機関名称 | 東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 |
| 機関種別 | 附属機関 |
| 設置根拠法令等 | 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例第十二条 |
| 設置年月日 | 2020-04-07 |
| 機関の目的・所掌内容 | 新型コロナウイルス感染症対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、専門的な見地から調査審議する。 |
| 委員数 | 5名 (うち、女性委員数1名) |
| 会議公開 | 非公開 |
| 会議非公開理由 | 公表前の方針等を策定する審議会であり、公開によって自由な意見交換が阻害される恐れがあるため |
| 議事録公開 | 公開 |
| 議事録非公開理由 | |
| 備考 | |
| HPのURL | https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1021421/index.html |
| 問い合わせ先 | 総務局 総合防災部 防災管理課 電話番号：03-5388-2604 |